

大阪府アーチェリー連盟規約

< 改定等履歴 >

昭和41年4月 1日（制 定）

平成11年4月26日（一部改定）

平成13年4月21日（一部改定）

平成18年3月21日（一部削除）

〔 大阪府アーチェリー連盟 〕
〔 事 務 局 〕

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は大阪府アーチェリー連盟と称する。

第2条 本連盟は事務所を大阪府内に置く

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は大阪府下に於けるアーチェリーの諸団体を統轄し且つこれを代表する団体であつて、全日本アーチェリー連盟（J.A.A.F）の精神に従い、アーチェリーの健全なる普及発展を図り、府民の体位向上とスポーツ精神を養い、更に会員相互の親睦を図り教養を高め進んでスポーツを通じて全国アーチャーとの友情を深める事を目的とする。

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大阪府下の競技会の開催並びに後援
2. 構成団体の強化発展と相互の連絡融和
3. 研究会、指導者講習会、普及講習会等の開催
4. 代表選手の選考並びに派遣
5. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本連盟は第3条の目的に賛同する府下のアーチェリー団体を以つて組織する。

第6条 本連盟の組織は組織団体と加盟団体によって構成する。

1. 組織団体とは、連盟に対して権利と義務を分担する一般団体をいう。
2. 加盟団体とは、本連盟に協力する大学・高校及び之に準ずる団体をいう。

第4章 役員

第7条 本連盟には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 2名
5. 常任理事 若干名
6. 理事 若干名
7. 評議員 若干名
8. 監事 2名
9. 顧問 若干名

第8条 会長、副会長は理事会に於て推挙し、総会の承認を要する。

第9条 理事長、副理事長及び常任理事は理事の互選により選出し会長はこれを委嘱する

第10条 理事及び監事は総会に於て選出し、会長はこれを委嘱する。

第11条 評議委員は本連盟の組織団体が1名選出する。

第12条 顧問は総会の推挙により、会長はこれを委嘱する。

第13条 役員の仕事は次の通とする。

1. 会長は本連盟を代表統轄する。
2. 副会長は~~理事会を召集し~~、会長事故ある時はこれを代行する。
3. 理事長は理事会を召集し、業務を統括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代行する。
5. 常任理事は常任理事会を組織し実務の処理を分担する。
6. 理事は理事会を組織して本連盟の業務を執行する。
7. 評議員は総会の構成員となり、本連盟を推進するための諸事項を決議する。
8. 監事は本連盟の会計を監査する。
9. 顧問は重要事項につき理事会の諮問に応ずる。

第14条 役員の仕事は2年とする。但し再任をさまたげない。

第5章 会 議

第15条 本連盟の会議は、総会、理事会とする。

第16条 総 会

1. 総会は本連盟の最高決議機関である。
2. 総会は本連盟の役員によって構成される。
3. 総会は会長が之を招集し議長は理事会に於て選考し、総会の承認を要する。
4. 定例総会は毎年1回3月末までに開き、臨時総会は会長が必要と認めた場合に随時開くことが出来る。
5. 総会は構成員の1/2以上の出席をもって成立し、議事はその出席者過半数の決議をもって定める。
6. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 役員を選出に関すること。
 - (4) 規約の改正に関すること。
 - (5) その他重要な事項

第17条 理 事 会

1. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
2. 理事会は本連盟の執行機関であり、総会の決議に基づき会務を執行する。

第6章 会 費

第18条 本連盟の経費は連盟費、補助費、寄付金、事業収入及び其の他の収入をもってあたる。

第19条 連盟費は1年分を毎年4月に徴収する。その金額内容等については総会に於て決定する。

第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 加盟及び脱退

第21条 本連盟に加盟しようとするものは理事会の承認を得なければならない。

第22条 本連盟の構成団体として不相当と認めるときは総会の決議を経てこれを脱退させる事が出来る。

第8章 付 則 1

第23条 本規約の施行に必要な細則は別に定める。

第24条 本規約は昭和41年4月1日より効力を生ずる。

第8章 付 則 2

第25条 規約改正

1. 第2条、第3条、第13条の一部改正（平成11年4月26日）
2. 第16条の一部改定（平成13年4月21日）
3. 第13条文言削除．理事会を招集し（平成18年3月21日）

以上